

(名称・事務所)

第1条 本支部は関東電友会東京無線支部（以下支部という）と称し、支部および事務所を東京都目黒区中央町1-11-7 NTT コミュニケーションズ唐ヶ崎ビル内に置く。

(会員)

第2条 本支部は関東電友会会則（以下会則という）第2条に該当する者のうち、当支部に入会を希望する者をもって組織する。

(事業)

第3条 本支部は、会則に規定する目的ののっとり、次の事業を行う。

- (1) 支部総会の開催
- (2) 新春懇談会、地区懇談会等の開催。
- (3) 支部会報の発行
- (4) サークル活動の実施。
- (5) 慶祝及び弔慰等。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第4条 本支部は次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	2名
監事	1名ないし2名
常任幹事	5名（会計専任及び各地区1名）
幹事	13名
常任幹事（会計専任を除く）及び幹事の地区別区分	
東京地区（関東以外を含む）	4名
神奈川地区	4名
千葉地区（茨城を含む）	5名
埼玉地区（栃木・群馬を含む）	4名

(役員を選任)

第5条 役員を選任は次による。

- (1) 支部長・副支部長・監事は支部総会において決定する。
- (2) 常任幹事・幹事は支部長が指名する。
- (3) 役員を選任する場合は、原則として前事業年度末の年齢が75歳未満である者とする。

(役員の仕事)

第6条 支部長は支部を代表し、会務をつかさどるとともに、総会・役員会及び常任幹事会を召集し、その議長となる。

- 2 副支部長は支部長を補佐し、支部長が支障ある時は、その職務を代行する。
- 3 監事は支部の会務ならびに会計を監査し、役員会及び総会に報告する。
- 4 常任幹事・幹事は役員会の決定に従い会務を処理する。

また、常任幹事は会計をあわせ担当する。

(役員任期及び報酬)

第7条 役員任期は2ヶ年とし再任を妨げない。役員に欠員を生じたときは補充することができ任期はその残存期間とする。また、役員は無報酬とする。

(総会)

第8条 定期総会は原則として、毎年6月に支部長が招集して開催し、参加した会員により構成する。また、役員会が必要と認めるときは臨時総会を開催することができる。

- (1) 議案は参加した会員の過半数により決する
- (2) やむを得ない理由により集合形式による総会が開催できない場合は、役員会の決定をもって「書面による総会」等他の形式でも開催することができる。
- (3) 総会に当たっては「総会開催案内」、会報「むせん」に掲載する「議案書」を全会員に事前に送付する。

2 総会は次の事項を議決する

- (1) 事業報告および決算
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 支部運用細則の変更
- (4) 支部長、副支部長、監事の選任
- (5) その他の重要事項

(会議)

第9条 会務の執行に必要な事項を審議するため、役員会および常任幹事会を設置し以下により運営する

2 役員会

- (1) 役員会は支部長・副支部長・監事・常任幹事・及び幹事をもって組織し、会務の執行に必要な事項を審議決定する。
- (2) 役員会は必要に応じ支部長が召集する
- (3) 役員会は役員半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 常任幹事会

- (1) 常任幹事会は支部長、副支部長、幹事および常任幹事をもって組織し、会務の執行に関する事項を審議する
- (2) 常任幹事会は必要に応じ支部長が召集する

4 役員会及び常任幹事会は「集合形式」または、電子媒体を利用した「オンライン会議」により行う。

(顧問・参与・相談役)

第10条 本支部に顧問・参与・相談役を置くことができる。

- (1) 顧問、参与はN T T及びN T Tグループ会社の現職者の中から支部長が委嘱する。

(2) 相談役は、役員会の推薦により支部長が委嘱する。

(賛助会員)

第11条 本支部の趣旨に賛同し、本支部の活動に協力する団体の代表者とする。

(喜寿・米寿・白寿)

第12条 喜寿(77歳)・米寿(88歳)・白寿(99歳)の祝状と記念品を総会において贈呈する。

2 記念品については、そのつど役員会において協議のうえ決定する。

(会員死亡に伴うお悔やみ・病氣見舞金)

第13条 会員死亡に伴うお悔やみ、及び病氣見舞金は下記により支部長名により贈呈する。

(1) 会員死亡の場合

お悔やみの手紙

(2) 会員が病気で1ヶ月以上入院、またはこれに準ずる場合

見舞金 5,000円

(3) 会員が長期に亘る病氣等の場合は役員会の決議により更に適宜の見舞を行う。

(会費等)

第14条 本支部の経費は、会費・賛助会費・寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(1) 会費は1ヶ年3,500円(本部費500円を含む)とし、総会当日までに支部に払い込むものとする。

(2) 新たに会員となる者は、入会時に1,500円の入会金(本部費500円を含む)を納入するものとする。

(3) 行事等のため必要ある場合は、役員会にはかり、随時会費を徴収することができる。

(4) 20年以上本会会員であった者で、88歳に達した会員は会費を免除する。

(5) 夫婦とも東京無線支部会員の場合は、うち1名の年会費を1,000円とする。

(6) 本支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費不払者の取扱)

第15条 会員は会費を滞納し、督促あるも未納の場合は、原則として翌年度から会員の資格を失う。

(その他)

第16条 本会則でいう年齢は、年度末(3月31日)現在の年齢とする。

第17条 この運営細則に定めない事項については、役員会において決定実施する。

付則 第1項～第22項まで省略

23. 本細則の変更(第3条、第8条、第9条、第11条、第14条、第15条)は、平成29年6月17日開催の支部総会に上程可決されたものをうけて実施する。

(支部施策の見直し、および本部会則の変更に伴う改定)

24. 本細則の変更（4条）は令和2年8月29日開催の第3回役員会において、第52回支部総会（書面審議）の可決を確認したことをうけて実施する。
25. 本細則の変更（8条）は令和3年6月19日開催の第1回役員会において、第53回支部総会の可決を確認したことをうけて実施する。
26. 本細則の変更（9条）は令和4年6月18日開催の第2回役員会において、第54回支部総会の可決を確認したことをうけて実施する。
27. 本細則の変更（第1条）は令和5年6月23日開催の支部総会に上程可決されたものを受けて実施する。（支部移転に伴う改定）